

小樽市立学校における働き方改革  
行 動 計 画 (第2期)

令和3年5月

小樽市教育委員会

## 1 はじめに

近年、様々なICT技術がさらに高度化した情報化時代が到来しつつある中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人々の行動・価値観の変容など、社会情勢はますます複雑で予想困難になってきており、子どもたちは、これら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の造り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。

このため新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などを学校の全体的なあり方の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとされています。

また、学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をどのように投入するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面を持ち、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものです。

現在、各学校では新型コロナウイルス感染症対策をしながら学校活動に取り組んでおり、新たに増加した教員の業務負担を軽減するためにも、これまで以上に実効性のある取組を一層進めていく必要があります。

## 2 これまでの取組の成果

小樽市教育委員会（以下、「市教委」という。）では、平成30年7月に、令和2年度までを取組期間とする「小樽市立学校における働き方改革行動計画」を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向け、教職員の在校等時間から所定の時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間、1年間で360時間以内とすることを目標に取組を進めてきました。その主な成果と課題は次のとおりです。

### 【 成 果 】

#### (1) 行動計画（第1期）の目標達成状況

- ・部活動休養日を完全に実施している部活動の割合…達成割合100%（目標値100%）
- ・変形労働時間制を活用している学校の割合…達成割合100%（目標値100%）
- ・定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合…達成割合100%（目標値100%）
- ・学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合…達成割合100%（目標値100%）

#### (2) 稲穂小学校（働き方改革推進事業推進校）における取組

稲穂小学校においては、令和2年度より北海道教育委員会の「働き方改革推進事業推進校」に指定されるなど、積極的に働き方改革を進めており、次のような取組を実践しています。

平成30年度は、ICカードによる出退勤時刻の管理を開始し、業務効率化マニュアルを作成し業務効率化の考え方や具体的な方策を職員間で共有したほか、学校での働き方改革について、学校だより等を通じて保護者や地域の理解を得る取組を実施しました。

平成31年度（令和元年度）は、業務改善ワークショップによる職員の参画意識の向上、ICT機器を使用した授業改善や情報共有等に取り組む、結果として超過勤務を1か月平

均45時間以内とした目標の達成率が82.6%、年間360時間以内とした目標の達成率が41%（32人中13人）となりました。

令和2年度は、校務運営規定に校長の諮問機関として「働き方改革推進委員会」を明記し、「教育の質を高める働き方改革を推進する」ことを目的とし、校内のアンケート調査、ワークショップ等を経て業務改善策を策定、実施しました。また、業務を「見える化」し業務改善の意識の向上を図ったことで、どの職員も業務改善を気に掛けて仕事に取り組む姿が見られるようになり、これにより、手の空いている職員が丸付けや印刷を行うなど、先生の教材準備時間の確保や職員間の情報共有などに成果が見られました。ほかにも、消灯時間の明示、打合せコーナーの設置による打合せの効率化などにより、超過勤務については1か月平均45時間以内が88.9%、年間360時間以内が58%（31人中18人）となり、いずれも前年度を上回る結果となりました。

### 【課題】

勤務時間管理における時間外在校等時間について、平成31年度（令和元年度）は年間360時間を超過した教職員の割合が38%、月45時間を1度でも超過した教職員の割合が46%であり、目標を達成できない状況でした。

このことから、今後も働き方改革による様々な取組により、勤務時間の適正な管理を進めて行く必要があります。

## 3 行動計画（第2期）の概要

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。

この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たな行動計画（以下、「行動計画（第2期）」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものです。

### （1）行動計画の性格

行動計画（第2期）は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「国指針」という。）第2章第2節（1）に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「給特条例」という。）第8条及び小樽市立学校管理規則第9条の2に基づく教育職員及びその他教職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

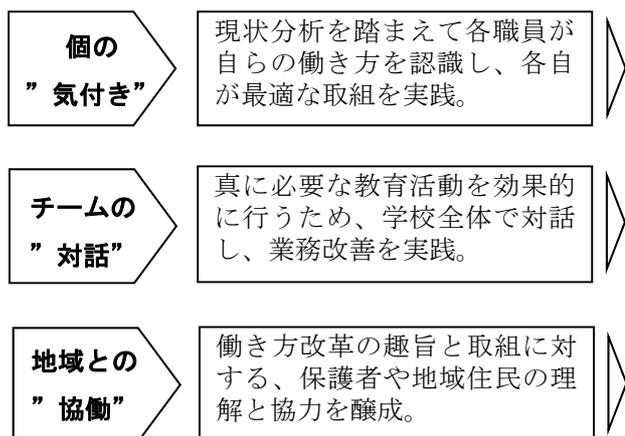
加えて、小樽市立学校における働き方改革を推進するため、市教委及び各学校が取り組んでいく項目をまとめたものです。

## (2) 目標、重視する視点、取組及び取組期間

### ・目標

教育職員（給特条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。）の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とします（上限時間）。

### ・重視する視点



### ・重点的に実施する取組

- ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ② メンタルヘルス対策の推進等
- ③ 道教委作成の働き方改革手引き「Road」の積極的な活用
- ④ ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ⑤ 部活動休養日等の完全実施
- ⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

### ・取組期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

### 【用語解説】

- ① 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次の（ア）及び（イ）の時間を加え、（ウ）及び（エ）の時間を除く時間とする。
  - （ア）校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間。
  - （イ）在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
  - （ウ）正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
  - （エ）休憩時間
- ② 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。
- ③ ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合におい

ては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。

なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

- (ア) 1か月の時間外在校等時間100時間未満
- (イ) 1年間の時間外在校等時間720時間
- (ウ) 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数6月
- (エ) 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

### (3) 市教委及び学校の役割

- ① 市教委は、各市立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- ② 校長は、学校の重点目標に働き方改革を位置付け、職員全体の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方改革を進め、職員一人一人の意識改革を促進し、時間外在校等時間の実態を踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

### (4) 取組の検証・改善等

市教委及び学校は、毎年度、取組の実施状況について検証を行い、その結果や国の動向等を踏まえ、取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じて本計画の見直しを行う。

### (5) 保護者や地域住民等への理解促進

学校は、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

市教委は、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表する。

## 4 具体的な取組

市教委及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

### (1) 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### ① 働き方改革手引「Road」の積極的な活用【重点】

- ・ 市教委は、働き方改革手引「Road」を、学校で積極的に活用するよう促す。
- ・ 市教委は、学校において、働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」（働き方改革手引「Road」第3章に掲載）を設置するよう促す。
- ・ 市教委は、学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト（働き方改革手引「Road」第7章に掲載）を活用するよう促す。

- ・ 市教委は、学校における働き方改革に関する市内外の好事例を収集し、共有する仕組みの構築を検討する。
- ・ 市教委は、教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、デジタル技術の活用も含め、業務の効率化や集約化の検討を積極的に進める。

## ② ICTを積極的に活用した業務等の推進【重点】

- ・ 市教委は、校務を効率化させ、教職員の事務作業にかかる時間の減少を図るため、ICT環境の充実を進める。
- ・ 市教委は、学校に対し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進する。
- ・ 市教委は、教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実や、ICTに精通した人材の配置など、学校体制の整備に努める。
- ・ 市教委は、教材や資料等(例：道教委のホームページ（ICT活用ポータルサイト等）)の情報を学校に提供するなどして、教職員の授業づくりを支援する。

## ③ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進【重点】

- ・ 市教委及び学校は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、働き方改革の各種取組について、分かりやすい動画やイラストの活用を含め、積極的な広報及び情報提供を行う。
- ・ 市教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入を進めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。

## ④ 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 市教委は、学校に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、ICT支援員等の専門スタッフの配置を推進する。

## ⑤ 校務支援システムの導入促進

- ・ 市教委は、教員の異動や近隣市町村との連携を鑑み、道教委が普及を進めている「北海道公立学校校務支援システム」を導入し、効果を検証のうえ全校への拡大を進める。

## ⑥ 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 市教委は、国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考にするなど、学校給食費の公会計化及び、徴収・管理等の業務（未納者対応を含む。）を学校の設置者である地方公共団体が行うことについて検討する。
- ・ 市教委は、学用品費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務についても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲するなど、学校給食費と同様に必要な環境整備を推進していくことを検討する。

- ・ 市教委は、民間企業等と連携しながら、学校徴収金の納入に係る保護者の利便性の向上と収納事務の簡素化に向けた検討を進める。

## (2) 部活動指導に関わる負担の軽減

### ① 部活動休養日等の完全実施【重点】

- ・ 市教委は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こととする。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めることなど、部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。

- ・ 市教委は、部活動の活動時間は、平日2時間、学期中の週末を含む学校の休業日は3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

### ② 複数顧問の効果的な活用

- ・ 市教委は、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を実践するよう、学校への指導・助言を行う。

### ③ 部活動指導員の配置等

- ・ 市教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校に部活動指導員の配置を促す。

### ④ 中体連、各競技団体との連携・協力等

- ・ 市教委は、中体連等の関係団体と連携、協力し、部活動休養日等の完全実施のための取組を進める。
- ・ 市教委は、スポーツ協会や競技団体、文化団体等に対し、大会やコンクール等の見直しの要請を検討するとともに、各学校に対し、出場する大会等を精選するよう促す。
- ・ 市教委は、大会やコンクール等の主催者に対し、部活動指導員による引率や、複数の学校による合同チーム、地域スポーツクラブ等の大会参加が可能となるよう、関係規定の改正等を要請する。

### ⑤ 学校規模等に応じた部活動数の適正化

- ・ 市教委は、学校に対し、学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とするよう促す。

### ⑥ 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進

- ・ 市教委は、休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指す国の部活動改革の方向性を踏まえ、国及び道教委と連携し、その実現に向けて取り組む。

- ・市教委は、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保に向けて、複数の学校による合同部活動の在り方や、総合型地域スポーツクラブ等との積極的な連携、ICTを活用した指導等に関する実践研究に取り組む。

### (3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

#### ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表【重点】

- ・市教委は、ICカードを利用して教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。
- ・市教委は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ・学校は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。

#### ② ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・市教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進める。
  - (ア) 月2回以上の定時退勤日の実施
  - (イ) 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
  - (ウ) 15日以上有給休暇の取得促進（年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。）
  - (エ) 仕事と育児・介護等の両立支援
- ・市教委は、ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。
- ・各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、「小樽市における女性職員の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、働きやすい職場環境を整えるため積極的に行動する。
- ・学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

#### ③ 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・市教委は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとする。
- ・学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属

職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。

- ・ 学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
- ・ 学校の管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

#### ④ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 市教委は、学校に対し、次により長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定するよう促す。

##### (ア) 実施目的

- ・ 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

##### (イ) 設定期間

- ・ 8月15日前後の3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）とする。
- ・ 年末年始の休日は、市内統一の学校閉庁日とする。

##### (ウ) 服務上の取扱等

- ・ 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
- ・ 休暇の取得を強制しない。
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。
- ・ 部活動休養日に設定する。

##### (エ) 保護者への周知

- ・ 道教委等が示す通知文例を参考に、各学校が通知を保護者に発出する。

#### ⑤ 働き方改革に関する研修の実施

- ・ 市教委は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、各学校において働き方改革に関する研修を実施するよう促す。

#### ⑥ 加配教員等の配置の推進等

- ・ 市教委は、いじめや不登校等の教育課題の解決に向けて、校長がリーダーシップを発揮することのできる組織運営体制や指導体制の充実を図るため、引き続き主幹教諭等が配置されるよう取り組む。
- ・ 市教委は、道教委の定数加配の活用などにより、小学校における専科指導に従事する教員や生徒指導等の様々な課題に対応する教員を配置するなどして、学校の指導体制や組織運営体制の充実を図られるよう取り組む。

#### ⑦ 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

- ・ 市教委は、教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規

則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努める。

- ・ 市教委は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、職員研修の充実や学校事務の一層の効率化を図るとともに、役割の拡大に応じた学校事務体制の充実が図られるよう、道教委の加配なども活用しながら、学校事務の共同実施を検討する。

#### (4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

##### ① メンタルヘルス対策の推進等【重点】

- ・ 学校は、教職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過度な業務負担が生じている職員がいる場合は健康管理医に報告する。
- ・ 市教委は、教職員の健康管理に関し、必要に応じて健康管理医による助言・指導を受けけるものとする。

##### ② 調査業務等の見直し

- ・ 市教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性と手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図る。
- ・ 市教委は、上記を踏まえた上で、学校を対象として行う調査を実施するに当たっては、原則として、電子メールやグループウェア等の形式で実施するよう努める。
- ・ 市教委は、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。
- ・ 市教委は、各種団体からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

##### ③ 勤務時間等の制度改善

- ・ 市教委は、学校に対し、4週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、職員の勤務時間に係る制度を有効に活用するよう促す。

##### ④ 適正な勤務時間の設定等

- ・ 市教委は、学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう促す。
- ・ 市教委は、学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう促す。

#### ⑤ 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- ・ 市教委は、学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行う。

#### ⑥ トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 市教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備するとともに、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を検討する。
- ・ 市教委は、学校において生徒指導上の諸問題が深刻化し、児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急事案が発生した場合には、「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣を道教委に依頼するなどの支援を行う。
- ・ 市教委は、学校に対する不当又は過剰な要求等に対し、道教委が設置する「スクールロイヤー」を活用するなどの支援を行う。

#### ⑦ 研修の精選・見直し

- ・ 市教委は、主催する教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、道教委の通知等を踏まえながら精選を検討する。

#### ⑧ 若手教員への支援

- ・ 市教委は、若手教員が学校単位を超えて悩みを共有できるよう、働き方改革の観点も含め、指導主事等による指導・助言を受けられる機会を設ける。
- ・ 学校は、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

#### ⑨ 教頭への支援

- ・ 市教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。
  - (ア) 調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。
  - (イ) 主幹教諭等の配置申請など、学校組織体制の整備に努める。
  - (ウ) 事務職員等との役割分担を図る。

#### ⑩ 研究指定の見直し

- ・ 市教委は、学校における調査研究事業について、その必要性を精査するとともに、教職員の業務負担に配慮し、研究テーマの精選や書類の簡素化、報告書の形式を含めた成果発表の在り方等についての必要な見直しを行う。

#### ⑪ 学校行事の精選・見直し

- ・ 市教委は、学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促す。
  - (ア) 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図ること。
  - (イ) 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。
  - (ウ) カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。

#### ⑫ 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 市教委は、学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、計画の新規作成に伴う負担軽減を目的として、可能な限り既存の各種計画の見直しの範囲内で対応できるよう指導・助言を行う。
- ・ 市教委は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。
- ・ 市教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。
- ・ 市教委において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示する。

#### ⑬ 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 市教委は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

#### ⑭ 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

- ・ 市教委は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を進める。
- ・ 市教委は、学校や地域の実情を踏まえつつ、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進める。

### 5 留意事項

- ① 時間外在校等時間の上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。  
この上限は、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するもの

であり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

- ② 市教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- ③ 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- ④ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

附 則（令和3年5月31日教育長決定）

この方針は、令和3年5月31日から施行する。

**目 標** 「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内

**期 間** 令和3年度 から 令和5年度 まで

この取組内容は、「小樽市立学校における働き方改革行動計画（第2期）」の本文に記載されている取組を実施主体ごとに整理したものです。  
ここに記載されている内容の詳細は本文によります。

## 1 本来担うべき業務に専念できる環境整備

### 【行動計画】

**重点** (1) 「Road」の積極的な活用

**重点** (2) ICTを積極的に活用した業務等の推進

**重点** (3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

(4) 「チーム学校」の実現に向けたスタッフ等の配置

(5) 校務支援システムの導入促進

(6) 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

### 【学校の取組】

・「コアチーム」の設置（第3章）、チェックリストの活用（第7章）

・道教委 ICT活用ポータルサイトの教材、資料等の活用

・「コミュニティ・スクール」の導入、地域の実情に応じた効果的な活動

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、部活動指導員、スクールポートスタッフ等の専門スタッフの活用

・校務支援システムを活用した情報共有、業務や会議等の省力化

### 【市教委の取組】

・働き方改革に関する広報・情報提供

・専門スタッフ等の派遣や配置の支援

・校務支援システムの導入支援、拡大推進

・学校給食費公会計化、学校徴収金事務の簡素化の検討

## 2 部活動に係る負担軽減

### 【行動計画】

**重点** (1) 部活動休養日等の完全実施

(2) 複数顧問の効果的な活用

(3) 部活動指導員の配置等

(4) 中体連等の各競技団体等との連携・協力等

(5) 学校規模等に応じた部活動数の適正化

(6) 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進

### 【学校の取組】

・休養日（週当たり2日）、活動時間（平日2時間、休日3時間）の遵守

・技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外の縮減につなげる

・部活動指導員を活用し、指導体制の充実と教員の負担軽減を行う

### 【市教委の取組】

・部活動指導員の配置の支援

・出場する大会の精選を促す等

・適正な部活動数となるよう促す

・国が目指す部活動改革を踏まえた取組

### 3 勤務時間を意識した働き方改革の推進と学校運営体制の充実

#### 【行動計画】

#### 【学校の取組】

#### 【市教委の取組】

重点

- |                          |  |   |
|--------------------------|--|---|
| (1) 在校等時間の客観的な計測、記録及び公表  | ・ IC カードを使用して出退勤を管理し、職員の健康に配慮しつつ業務の平準化や効率化等の取組を進める   |   |
| (2) ワークライフバランスを意識した働き方改革 | ・ 定時退勤日（月2日）、ワークライフバランス推進強化月間の推進<br>・ 有給休暇取得（年15日（5日以上を確実に取得、まとまった日数を取得）の促進<br>・ 家庭（育児・介護等）との両立支援【管理職】<br>・ 休業等制度活用に関する配慮【管理職】                       |   |
| (3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進  | ・ 「学校経営方針」、「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込む【管理職】<br>・ 人事評価の面談で教職員と意識を共有し全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める【管理職】<br>・ 上限時間を超える職員に対し、当該職員と協議しながら適切な業務時間となるよう取り組む【管理職】 |   |
| (4) 長期休業期間中の「学校閉庁日」の設定   | ・ 8月15日前後の3日（実情に応じて設定）、年末年始の休日を設定する等   |   |
| (5) 働き方改革に関する研究の実施       |  | ・ 働き方改革に関する研修を実施するよう促す                          |
| (6) 加配教諭等の配置の推進等         |  | ・ 加配の継続等の支援、推進                                  |
| (7) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化   |  | ・ 教諭、事務職員の業務の明確化・適正化等環境整備に努める<br>・ 学校事務の共同実施の検討 |

### 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

#### 【行動計画】

#### 【市教委の取組】

重点

- |                             |  |                                     |                   |
|-----------------------------|--|-------------------------------------|-------------------|
| (1) メンタルヘルス対策の推進等           | ・ 労働安全衛生法に基づく衛生管理者・衛生推進者の選任                                      | ・ 健康状況に応じた健康診断を受診させる                | ・ 医師による面接指導等の体制整備 |
| (2) 調査業務等の見直し               | ・ 学校に対する調査業務の見直しを行う  |                                     |                   |
| (3) 勤務時間等の制度改善              | ・ 教職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、働きかけを行う（4週の期間内での変形労働時間、週休日の振替、割振り変更等） |                                     |                   |
| (4) 適正な勤務時間の設定等             | ・ 労働基準法等の規定に基づく休憩時間の確保等ができるよう、働きかけを行う                            |                                     |                   |
| (5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言     | ・ 授業時数計画や教育課程の編成、実践に関する指導・助言を行う                                  |                                     |                   |
| (6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築   | ・ 学校が諸課題に対応するために必要なスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置                   |                                     |                   |
| (7) 研修の精選・見直し               | ・ 研修が重複しないよう可能な限り配慮する  |                                     |                   |
| (8) 若手職員への支援                | ・ 働き方改革の観点も含め、指導主事等による助言等を受けられる機会を設ける                            |                                     |                   |
| (9) 教頭への支援                  | ・ 学校に対する調査業務の見直し、事務職員との役割分担等の取組を推進する                             |                                     |                   |
| (10) 研究指定の見直し               | ・ 必要性やテーマの精選等、業務負担に配慮した見直しを行う                                    |                                     |                   |
| (11) 学校行事の精選・見直し            | ・ 地域人材や外部委託を活用する等による負担軽減、地域行事との合同開催などの効率化、教科等の授業時数への取入れ等を促す      |                                     |                   |
| (12) 学校が作成する計画等の見直し         | ・ 新規計画について、既存計画の見直しの範囲内で対応できるよう指導・助言を行う                          |                                     |                   |
| (13) 学校の組織運営に関する見直し         | ・ 学校に設置されている委員会等で類似のものについて、整理・統合、構成員の統一等、業務の適正化に向けた指導・助言を行う      |                                     |                   |
| (14) 留守番電話やメールによる連絡対応や押印省略等 | ・ 非常時を除き、勤務時間外の留守番電話対応等の取組を進める                                   | ・ 学校提出書類の押印省略、電子データでの提出等、省力化の取組を進める |                   |

## 主な取組の年度計画表（R3～R5）

取組内容	R3	R4	R5	指標
<b>■ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用</b>				
業務改善プロジェクトを推進する「コアチーム」の設置【学校】	○	◎	◎	100%（設置割合）
取組状況を確認することができる「チェックリスト」の活用【学校】	◎	◎	◎	100%（活用割合）
<b>■ ICTを積極的に活用した業務等の推進</b>				
デジタル教材等を活用した授業実践【学校】	○	◎	◎	100%（活用した職員割合）
校務支援システムの導入推進【市教委】	○	◎	◎	100%（計画校の導入割合）
校務支援システムの活用推進【学校】	-	○	◎	100%（活用割合）
<b>■ 部活動休養日等の完全実施</b>				
休養日の完全実施【学校】	◎	◎	◎	100%（実施校割合）
活動時間の遵守【学校】	◎	◎	◎	100%（実施校割合）
<b>■ メンタルヘルス対策の推進等</b>				
労働安全衛生体制の整備【市教委】	◎	◎	◎	100%（整備割合）
衛生管理者や衛生推進者の選任【学校】	◎	◎	◎	100%（選任割合）
<b>■ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表</b>				
ICカードを利用した出退勤時間の記録【学校】	◎	◎	◎	100%（記録割合）
時間外在校時間の公表の検討【市教委】	○	◎	◎	100%（R3年度内公表）
業務の平準化や効率化等の取組の推進【学校】	○	◎	◎	100%（取組の実施）
<b>■ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進</b>				
働き方改革の趣旨や取組に関する広報及び情報提供【市教委】	○	◎	◎	100%（取組の実施）
地域学校共同活動やコミュニティスクールの導入促進【市教委】	◎	◎	◎	100%（取組の実施）
保護者や地域住民への情報提供と理解の醸成【学校】	○	◎	◎	100%（取組の実施）

○ ⇒ 年度中に検討

◎ ⇒ 年度当初から実施